

令和2年8月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年8月25日(火) 午後2時30分

2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 2階 視聴覚室

3. 出席委員 14名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 (欠席)	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 (欠席)	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏実	14番 (欠席)	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 (欠席)	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 4名

7番 濱中 憲雄	10番 大川 勝利	14番 藤田 一元
17番 西端 和雄		

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

次長 西出 政男

書記 小林 一裕

書記 上野 貴史

書記 伊藤 正則

(農業振興課)

主事 小林 勇成

6. 提出議案

議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第21号 現況証明願について

議案第22号 農用地利用集積計画の決定について

議案第23号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

報告第5号 事業計画届出の報告について

7. 議事録署名人

1番 本田 雄揮

2番 高山 重則

事務局長	<p>令和 2 年 8 月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。本日の欠席委員は 7 番 濱中委員、10 番 大川委員、14 番 藤田委員、17 番 西端和雄委員の 4 名から欠席の届出が出ております。只今の出席委員数は 14 名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様方がご発言される場合は議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第 5 条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議 長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に 1 番 本田委員、2 番 高山委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説 明> では、議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。</p> <p>(資料の訂正および整理番号 23 番の取り下げ説明を行う。)</p> <p>整理番号 22 番、申請地は春江町正蓮花、田、1,017 m²です。譲渡人は春江町中筋春日 ○○さんです。譲受人は福井市栗森 2 丁目 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 156 アールです。</p> <p>整理番号 24 番、申請地は丸岡町牛ケ島、田、110 m²です。譲渡人は丸岡町高瀬 ○○さんから譲受人丸岡町高瀬 ○○さんに贈与により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 375 アールです。</p> <p>整理番号 25 番、申請地は坂井町下関、田、2,131 m²です。譲渡人は福井市文京三丁目 ○○さんから譲受人 ○○さんに贈与により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 215 アールです。</p> <p>整理番号 26 番、申請地は丸岡町油為頭、田、2,817 m²です。譲渡人は丸岡町油為頭 ○○さん、譲受人丸岡町油為頭 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 74 アールです。</p> <p>整理番号 27 番、申請地は丸岡町油為頭、田、991 m²です。譲渡人は丸岡町油為頭 ○○さん、譲受人丸岡町油為頭 ○○さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は 81 アールです。</p> <p>以上 5 件につきまして、ご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは皆様のご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p>
議 長	<p>意見が無いと認めます。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 19 号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。</p>
委 員	<各委員> 異議なしの声

議 長

異議なしと認めます。

議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。

次に、議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> それでは、議案第 20 号、農地法第 5 条の規定によります許可申請の意見審議について、8 月は、6 件ございます。

まず、整理番号 31 番、使用貸借権設定の案件です。借人は福井市灯明寺 4 丁目 ○○さん、貸人は坂井町東長田 ○○さんで、お二人は祖父と孫の関係です。申請地は坂井町東長田、畑、723 ㎡のうち 196.27 ㎡他 2 筆、合計面積は 1,102 ㎡のうち 435.56 ㎡です。目的は○○さんの住宅建築です。

次に、整理番号 32 番、所有権移転の案件です。譲受人は福井市木田町丸勝建築(株)、譲渡人は三国町滝谷三丁目 ○○さん。場所は三国町三国東六丁目、田、面積 823 ㎡です。目的は宅地造成を計画するものです。

続いて、整理番号 33 番、所有権移転の案件です。また、当案件は後程出てきます現況証明の案件と同一箇所の案件です。譲受人は福井市里別所新町 (株)REVIVE、譲渡人は春江町針原 ○○さん。場所は春江町針原、現況畑、面積 189 ㎡です。目的は(株)REVIVE の資材置場として転用を行うものです。

続いて、整理番号 34 番、所有権移転の案件です。譲受人は三国町緑ヶ丘四丁目 (株)西陣、譲渡人は三国町滝谷三丁目 ○○さん、場所は三国町三国東七丁目、田、面積 664 ㎡です。目的は宅地造成の計画です。

続いて、整理番号 35 番、賃借権設定の案件でございます。借人は福井市中藤新保町 九頭龍砂利工業(株)、貸人は丸岡町東二ツ屋 ○○さんほか 6 名です。場所は丸岡町東二ツ屋、田、2,376 ㎡ほか 11 筆、合計面積 7,284 ㎡です。目的は砂利採取用地として 1 年間の一時転用を行うものです。

最後、整理番号 36 番、賃借権設定の案件です。借人は三国町陣ヶ岡 ○○さん、貸人は三国町池上 ○○さんです。場所は三国町池上、畑、2,782 ㎡のうち 1,221.05 ㎡です。こちらの方は農産物加工販売施設及び観光農園として整備するためです。

以上 6 件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議 長

それでは、現地調査を行っておりますので、その報告をお願いします。整理番号 31 番と 32 番を 9 番 南出委員、お願いします。

南出委員

9 番、南出です。整理番号 31 番、使用貸借権設定の案件で、場所は坂井町東長田、畑の他 2 筆、面積は 1,102 ㎡のうち 435.56 ㎡に申請者の住宅を建築するものです。申請者と土地所有者は孫と祖父の関係です。申請地は東長田の区内で申請者の実家の南側に隣接し、東側は市道、北側は自身が所有されている農地、北側・南側は宅地です。雨水につきましては、東側の道路側溝へ排水する予定です。周辺には申請者所有の農地以外はございません。影響はないと思われまます。申請者の実家と隣接する場所に住宅を建設するものであることから、これはやむを得ない案件であると考えられます。

次に、整理番号 32 番、場所は三国町三国東六丁目に不動産業を営む丸勝建築(株)が宅地造成を行うものです。申請地は三国イーザの北側に位置し、東側は田、西側は市道、北側は農道、南側は公衆用道路と農業用排

水路です。雨水排水計画は西側に設ける道路側溝に排水する計画です。北・東・南側の境界には L 型擁壁を設ける計画です。周辺営農にも影響はないと思われ、やむを得ない案件であると考えます。

以上、ご審議の程お願いいたします。

議 長

次に、整理番号 33 番を 12 番 岡田委員、お願いします。

岡田委員

12 番、岡田です。整理番号 33 番、春江町針原の案件ですが、申請地の北側に会社がありまして、貨物用のコンテナ 3 基を置く予定をしています。雨水排水に関しましては、芦原街道（県道）の側溝に流す予定をしています。ご審議の程、お願いいたします。

議 長

次に、整理番号 34 番と 36 番を 11 番 西端勲委員、お願いします。

西端勲委員

11 番、西端です。整理番号 34 番の宅地造成の案件ですが、申請地は三国税務署の南側に位置します。雨水排水計画は東側の道路沿いに新たに道路側溝を設け北側の既設排水路へ流す計画となっております。造成を行っても隣接する農地への影響はないと思われまますので、ご審議の程お願いいたします。

次に、整理番号 36 番の農産物加工販売施設の案件です。申請地は芝政の入口付近に位置する畑です。当該施設内には仮設のトイレも設けるとのことでしたので、何ら問題はないと思えます。よろしくお願いします。

議 長

次に、整理番号 35 番を 13 番 伊藤宏実委員、お願いします。

伊藤宏実委員

13 番、伊藤です。整理番号 35 番は砂利採取の案件で、1 年間の一時転用を行うものです。施工業者はこれまで当地区の周辺で同様の事業を行っており、担当者からは詳細な説明を受けました。こちらからは工事車両の通行に関し、周辺住民から苦情が起きることも考えられることから、農道の使用は行わないことをお願いしてきました。これまで類似の案件を取り扱うなか、当案件もやむを得ないものと考えます。

議 長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号 31 番を 6 番 飛田委員お願いします。

飛田委員

6 番、飛田です。整理番号 31 番、東長田集落内にある農地の案件で、親族間の使用貸借権によるものですが、何ら問題はないと思えますのでよろしくお願いいたします。

議 長

次に、整理番号 32 番と整理番号 34 番を 12 番 岡田委員お願いします。

岡田委員

12 番、岡田です。整理番号 32 番と整理番号 34 番につきましては、現地を視察されました委員さんの言うとおりで何ら問題はないと思えますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

続きまして、整理番号 33 番を 8 番 三寺委員お願いします。

三寺委員

8 番、三寺です。現地視察をされました岡田委員の説明のとおりで、周囲は宅地化されており、特に問題はないかと思えますので、よろしくご審議の程お願いします。

議 長

次に、整理番号 35 番を 16 番 中垣内委員お願いします。

中垣内委員

16 番 中垣内です。この砂利採取の案件につきましては、今程の現地確認に行かれました伊藤宏実委員の報告のとおりで、これまで私も砂利採取の現場に出ている中、当案件は民家に近いということが気になるところです。しかしながら、地元の方と十分な話し合いがなされていると思えますので、審議の程よろしくお願いいたします。

議 長	次に、整理番号 36 番を 3 番 加藤委員お願いします。
加藤委員	3 番、加藤です。先程の事務局の説明並びに現地を確認されました委員さんの言うとおりでございますが、ちょうど芝政の入口近くで、直売するには立地のいい場所でございます。ただ、この農地につきましては長年耕作放棄地でありました。耕作放棄地対策事業で農地に復元され、今回の申請でブルーベリー栽培をするとの報告を受けました。また、雨水処理につきましては、敷地内の建物の屋根は両斜にすること並びに釜場を設けることで処理される計画です。また、トイレにつきましては農地用トイレを設置することから皆様のご審議の程よろしくお願いします。
議 長	それでは、皆様にご意見を伺います。 ご意見ございませんか。
加藤委員	3 番、加藤です。砂利採取の件で、地元委員さんからも懸念がありましたが、建物に近いことに関して事務局の方から申請者に対し、付け加えたことや指導したことはありますか。
事務局	民家に近いことから、十分な離隔をとるように指導をしています。砂利採取の掘削深については、東二ツ屋水源の付近でもあることから上下水道課とも協議を行い、深さは 6m までに抑えてあります。また、民家に近いことから周囲に余土置き場 (W=5m) を設けて離隔をとることとしています。
加藤委員	東二ツ屋水源は浅井戸で 6m 程度だと思いますので心配です。また、土は掘ってみないとわからないことが多々ありますので注意してください。建物に関しても、十分な事前調査 (壁・柱等の損傷状況) をするように再度意見書を付けておいてください。
議 長	他にご意見ございませんか。 なければ、お諮りします。 議案第 20 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第 20 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。
議 長	次に、議案第 21 号「現況証明願について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	<説 明> 議案第 21 号「現況証明願について」、8 月は 2 件ございます。 整理番号 5 番、出願人は春江町針原 ○○さんです。所在は春江町針原、登記地目田、現況は非農地、35 m ² です。現況に至った経緯は、昭和 59 年頃より住宅敷地の一部として利用され、現在に至っています。今後の当該敷地の売却については未定とのことです。 整理番号 6 番、出願人は東京都国立市東 1 丁目 ○○さんです。所在は丸岡町下久米田、登記地目田、面積 400 m ² です。現況に至った経緯は、昭和 38 年頃から丸岡化学工業㈱が工場倉庫の一部として利用していましたが、現在は建物の基礎だけが残っている状況です。今回、当該敷地は当地区の墓地駐車場用地として寄付する予定です。 以上、ご審議のほど、お願いいたします。
議 長	それでは、この案件につきましても現地確認を行っておりますので、その報告をお願いいたします。 整理番号 5 番を 12 番 岡田委員、お願いします。

岡田委員	12番、岡田です。整理番号5番、春江町針原の案件ですが昭和59年頃から住宅敷地の一部として使用されてきました。現況は非農地であることを確認してきました。ご審議のほど、お願いいたします。
議 長	次に、整理番号6番を13番 伊藤宏実委員、お願いします。
伊藤宏実委員	13番 伊藤です。整理番号6番の現場は、建物が建っていた形跡がありました。即ち、地目は現況非農地でありました。以上、現地調査の報告とします。
議 長	続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号5番を8番 三寺委員、お願いします。
三寺委員	8番、三寺です。先程、岡田委員の説明のとおりでございまして、何ら問題はないと思いますので、宜しくお願い致します。
議 長	次に、整理番号6番を10番 大川委員が欠席ですので、事務局からお願いします。
事務局	大川委員からご意見を頂いておりますので、報告させていただきます。現況は昭和38年頃より丸岡化学工業(株)の倉庫として利用していたとのことで、現在は建物の基礎のみ残っている状況でありますので非農地として問題はないとのことでした。以上でございます。
議 長	それでは、この議案に対してご意見を伺います。 ご意見、ございませんか。 なければ、お諮りします。議案第21号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
委 員	<各委員> 異議なしの声
議 長	異議がないと認めます。 議案第21号「現況証明願について」は、原案のとおり承認いたしました。 次に、議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第23号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について」の2議案は関連がございますので、一括して議題といたします。農業振興課の説明を求めます。
農業振興課	<説 明> 議案第22号「農用地利用集積計画の決定について」と議案第23号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について」をご説明させていただきます。 利用権設定を受ける者、いわゆる借り手側は23名、利用権設定をする者、いわゆる貸し手側は68名となっております。次に、その利用権設定面積は(1)賃貸借の部、田、新規計73筆、150,755㎡、畑、新規58筆、135,042㎡、畑、更新1筆、645㎡以上より田畑合わせまして132筆、286,442㎡です。続いて、使用貸借権の部、田畑合わせまして、計32筆、85,948㎡です。 次に、今月は所有権移転が3件ございます。整理番号1番、所有権を移転する者は、坂井町宮領 ○○さん、所有権の移転を受ける者は、坂井町宮領 ○○さんです。申請地は坂井町宮領、畑、200㎡です。 整理番号2番、所有権を移転する者は、丸岡町油為頭 ○○さん、所有権の移転を受ける者は、丸岡町油為頭 ○○さんです。申請地は丸岡町油為頭、田、3,150㎡ほか4筆、合計面積5,732㎡です。

整理番号 3 番、所有権を移転する者は、福井市灯明寺 3 丁目 ○○さん、所有権の移転を受ける者は、坂井町下関 ○○さんです。申請地は坂井町下関、田、3,453 m²です。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

本議案に対するご意見を伺います。ご意見ございませんか。なければ、お諮りします。

議案第 22 号及び議案第 23 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

ご異議がないと認めます。

議案第 22 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 23 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。

議 長

次に、報告第 5 号「事業計画届出の報告について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局

<説 明> 報告第 5 号「事業計画届出の報告について」、1 件、報告させていただきます。

事業者は、福井市日之出一丁目 北陸電力送配電(株)、場所は春江町正蓮花の 2 筆、合計面積 113 m²です。所有者は福井市木田一丁目 ○○さんです。事業の目的としましては、送電用の鉄塔電線張替工事です。今、福井市側で鉄塔電線の張替え工事を行っております。そのに伴い、電線の高さが変わることから電気事業者が行う送電用の建て替えの場合は許可不要となっていますので、報告のみとさせていただきます。

議 長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

(午後 3 時 1 8 分 議事終了)